

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

宣言日 2025 年 11 月 7 日

当社は、この度の「LP ガスの取引適正化・料金透明化」に係る液化石油ガス法省令改正を受け、引き続きお客様から選択されるエネルギーであるため、関係法令を順守し、お客様との信頼関係を築いていくことを以下に宣言します。

1. 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣行を超えた利益供与は行いません。
- ・ 不動産オーナーおよびお客さまとの間において、LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結等を行いません。
- ・ お取引先に対し、新制度内容の周知に努めます。

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底します。
- ・ LP ガス消費と関係のない設備費用はLP ガス料金に計上しません。
- ・ 賃貸住宅向けLP ガス料金には、ガス器具等の消費設備費用についてもLP ガス料金への計上は行いません。

3. LP ガス料金等の情報提供

- ・ 賃貸物件のLP ガス料金については、事前に入居希望者に直接、又は不動産オーナー、不動産管理会社等を通じて、ガス料金を提示するよう努めます。

4. 組織体制の整備

- ・ 本コミットメントを当社社員に浸透させる教育研修を実施します。
- ・ 当社社員はもとより、お客さま、協力会社、取引先等全ての関係者に本コミットメントを周知し、信頼関係の構築に努めます。
- ・ 本コミットメントを実践するための組織体制を構築し、お客さまから選ばれるLP ガス事業者となることを目指します。

5. 社会への貢献

- ・ 持続可能でより良い社会の実現に、カーボンニュートラルや災害時対応等をはじめとした各種取組みを通じて貢献することを目指します。

以上